

令和2年度 特別支援教育就学奨励費 支給費目一覧 ※参考

支給費目	小・中の別	支給金額	備考
学校給食費	小学校	月額 2,250円	長期欠席や学校行事等による欠食については、減額する場合があります。
	中学校	月額 2,500円	
修学旅行費	小学校	実費の半額	年間10,790円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年間28,860円を上限とし支給します。
学用品 通学用品購入費	小学校	実費の半額	年間5,820円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額11,370円を上限とし支給します。
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	小学校	実費の半額	年額25,555円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額28,990円を上限とし支給します。
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	実費の半額	年額800円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額1,155円を上限とし支給します。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	実費の半額	年額1,845円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額3,105円を上限とし支給します。
通学費	小学校	実 費	対象者は、バス・モノレール又は学校長の許可を得て自家用車で通学している児童生徒です。 通学費申請書、バス・モノレールの定期券の領収書、オキカカードの写し、オキカカードの利用履歴、車検証の写し（自家用車の場合）を学校へ提出してください。
	中学校	実 費	
体育実技用具費	中学校	実費の半額	柔道3,825円、剣道26,455円を上限とし支給します。
交流学习交通費	小学校 中学校	実 費	学校外で行われる他校の児童生徒との交流学习活動に参加するための学校から活動場所までの交通費が対象です。
職場実習交通費	中学校	実 費	学校以外の事業所等において、教師の指導のもとに職場実習に参加するための学校から事業所等までの交通費が対象です。自宅から事業所等へ直接行く場合や教師が引率しない場合は対象外となります。

- (注) 1 上記支給金額を年間2回に分割して保護者口座へ振り込みします。  
1回目は11月中旬～下旬頃、2回目は3月下旬になります。
- 2 就学援助認定の場合は、通学費、交流学习交通費及び職場実習交通費のみで保護者実費分です。
- 3 生活保護受給の場合は、交流学习交通費及び職場実習交通費のみで保護者実費分です。
- 4 第3区分（高額所得世帯）の場合は、通学費、交流学习交通費、職場実習交通費のみで保護者実費の半額です。